第四十二条の四第一項中「第五十八条第三項第一号ただし書」を「第五十八条第三項第一号」に、「に与える影響」を「の負担能力」に改め、同項第二号中「（第三項において「指定療養介護医療」という。）」及び「（同号ロに規定する基準該当施設をいう。）」を削り、「基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。第三項において同じ。）」を「法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療」に改め、同条第二項第一号中「第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費の額の合計額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあっては、百分の百を市町村特例割合で除して得た額）を乗じて得た額」を「第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項第一号及び第二号に定める額を合計した額」に改め、同条第三項を削る。

第二章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款　地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

（地域相談支援給付決定に関する読替え）

第二十六条の三　法第五十一条の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	障害者又は障害児の保護者	障害者
第十九条第四項及び第五項	障害者等	障害者

（地域相談支援給付決定の申請に関する読替え）

第二十六条の四　法第五十一条の六第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第二項	前項	第五十一条の六第一項
	次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定	第五十一条の七第一項に規定する給付要否決定
第二十条第六項	障害者等又は障害児の保護者	障害者
	障害者等又は障害児の保護者	障害者

（地域相談支援給付決定の変更の決定に関する読替え）

第二十六条の五　法第五十一条の九第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	障害者又は障害児の保護者	障害者
第十九条第四項及び第五項	障害者等	障害者
第二十条第二項	前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更の決定のために必要があると認めるときは
	当該申請	当該決定
	障害者等又は障害児の保護者	障害者

第二十条第六項	障害者等又は障害児の保護者	障害者
第五十一条の七第四項	前条第一項の申請に係る障害者	地域相談支援給付決定障害者
第五十一条の七第五項	障害者	地域相談支援給付決定障害者
第五十一条の七第八項	交付し	返還し

（地域相談支援給付決定を取り消す場合）

第二十六条の六　法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十二項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条の八において同じ。）が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

（申請内容の変更の届出）

第二十六条の七　地域相談支援給付決定障害者は、地域相談支援給付決定の有効期間（法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該地域相談支援給付決定障害者の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付決定（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。第四十五条の三において同じ。）を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

（地域相談支援受給者証の再交付）

第二十六条の八　市町村は、地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。

第二款　指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

（指定一般相談支援事業者の指定に関する読替え）

第二十六条の九　法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	第一項の申請	第五十一条の十九第一項の申請
	次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号
第三十六条第三項第二号	サービス事業所	一般相談支援事業所（第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）
	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令
第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	一般相談支援事業